

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 みやき町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,051	3,177	625	6,852

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,911	10,544	367	246	264	10,271	基金より241百万円繰入
養護老人ホーム南花園特別会計	210	207	3	3	-	426	
グリーンパーク推進整備事業基金特別会計	90	90	1	1	-	84	
一般会計等	11,080	10,709	371	250		10,781	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,629	3,559	70	70	212	33	-	一般会計より212百万円繰入
老人保健特別会計	30	21	9	9	1	-	-	一般会計より1百万円繰入
公共下水道特別事業会計	1,206	1,176	31	17	160	3,803	3,495	一般会計より158百万円繰入
農業集落排水事業特別会計	92	90	3	3	76	1,055	1,015	一般会計より69百万円繰入
工業用地取得造成事業特別会計	29	1	28	28	-	-	-	
後期高齢者医療特別会計	284	281	3	3	78	-	-	一般会計より78百万円繰入
公営企業会計等 計				130		4,891	4,510	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
佐賀東部水道企業団(用水供給事業)	2,818	2,604	213	1,206	306	12,525	114	本町より32百万円繰出
佐賀東部水道企業団(末端給水事業)	2,666	2,811	△ 144	1,073	34	1,952	-	本町より0百万円繰出
鳥栖広域市町村圏組合(一般会計)	6	6	0	0	-	-	-	
鳥栖広域市町村圏組合(介護事業会計)	7,290	6,992	298	298	1,241	-	-	
鳥栖・三養基地区消防事務組合	1,491	1,469	23	23	199	168	41	
鳥栖三養基西部環境施設組合	1,904	1,823	81	81	-	5,610	1,794	
三神地区環境事務組合	741	700	41	41	6	2,139	580	
三養基西部葬祭組合	45	40	5	5	-	-	-	
佐賀県市町総合事務組合	3,681	3,486	195	195	11	-	-	
佐賀県市町総合事務組合(交通災害共済事業)	63	61	2	9	8	-	-	
佐賀県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,107	1,098	9	9	25	-	-	
佐賀県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	105,117	102,016	3,101	3,101	1,737	-	-	
一部事務組合等 計				6,041		22,394	2,529	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
株式会社リバーサイド三根	6	53	11	-	-	-	-	-	
三根街づくり株式会社	6	364	220	-	-	-	-	-	
三養基西部土地開発公社	0	9	5	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			236	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	517	517	0
減債基金	548	742	194
その他充当可能基金	1,264	1,504	240
充当可能基金 計	2,329	2,764	435

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.72	3.65	△ 0.07	14.10	20.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	4.91	7.61	2.70	19.10	40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	16.6	15.8	△ 0.80	25.0	35.0	工業用地取得造成事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	120.6	102.7	△ 17.90	350.0		-	-	-	-
財政力指数	0.54	0.53	△ 0.01			-	-	-	-
経常収支比率	90.4	88.3	△ 2.10			-	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。